

長崎市農業委員会 令和 8 年 4 月総会 議事録

1 日 時 令和 8 年 4 月 28 日 15:00 開会
17:00 閉会

2 会 場 長崎市役所 7 階 大会議室（長崎市魚の町 4 番 1 号）

3 役 員 会 長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員（15 名）

井川 義英	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和	尾崎 正孝
上川 満治	柴原 恵	野中 麻美	平尾 政博	増田 茂
松尾 隆治	峰 忠幸	森山 安男	柳川 八百秀	山崎 実男

5 欠席農業委員（4 名）

池田 憲二 永岡 亜也子 森保 欣也 山口 眞佐栄

6 出席推進委員（23 名）

今村 秀喜	浦川 英敏	川添 孝則	河平 久明	城戸 利美
久保 正	田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也
野口 弘人	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博	松浦 行信
松本 貞幸	松本 守	三浦 信男	宮崎 好徳	村田 美津枝
森内 悟己	山口 憲昭	山下 和孝		

7 欠席推進委員（1 名）

野口 洋太郎

8 出席職員

【農委事務局】大場事務局長 松尾事務長 平尾農政管理係長 中山農地係長 浦上主事
【農林振興課】末永課長 峯松企画農政係長 城野産地振興係長 宮崎有害鳥獣対策係長
水頭農業センター所長

9 議事

【付議事項】

- (1) 令和 8 年度 農業委員会事業計画（案）について
- (2) 農業委員会による最適化活動の推進等に係る「令和 7 年度最適化活動の点検・評価」及び「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」について
- (3) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について
- (6) 非農地の判断について

【報告事項】

- (1) 令和 8 年度 水産農林部事業計画及び予算について
- (2) 令和 8 年度 農業委員会予算等について
- (3) 遊休農地対策検討委員会について
- (4) 事務局長専決事項の報告について
- (5) 長崎県農業会議常設審議委員会について

【その他の事項】

- (1) 農業委員会の業務執行体制等に係るヒアリングの実施について
- (2) 全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について
- (3) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について
- (4) 令和 8 年 5 月、6 月の行事予定について

○事務長 それでは、ただ今から令和 8 年 4 月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。また、本日は、報告事項 1 の「令和 8 年度水産農林部事業計画及び予算について」の説明のため、農林振興課の職員の方に出席していただいておりますので、ご紹介いたします。まず、農林振興課長の末永課長です。続きまして、峯松企画農政係長です。続きまして、城野産地振興係長です。続きまして、宮崎有害鳥獣対策係長です。続きまして、水頭農業センター所長です。本日はよろしくお願いいたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第 4 条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、4 月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は 15 名であり、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は 23 名でございます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。岩永一也委員と岩本隆委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○岩永農業委員・岩本農業委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように 皆様のご協力をお願いします。本日は、付議事項が6件ございますが、先ほど松尾事務長からご紹介がありましたとおり、農林振興課から職員の方に出席いただいております。時間の都合もございますので、先に、報告事項1「令和8年度水産農林部事業計画及び予算について」農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課長 改めまして、農林振興課末永です。よろしくお願いいたします。それでは、令和8年度の事業計画等についてご説明させていただきます。資料につきましてはA4横の長崎市農業委員会4月総会資料「令和8年度農林振興課の主な取組みについて」をご覧くださいと思います。よろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。それでは1ページをお願いします。水産農林部機構表（令和8年4月1日）について説明させていただきます。水産農林部長が農業委員会事務局長と兼務になりますけれども、大場でございます。それから、水産農林部には4課ありまして、そのうち3つ目農林振興課21人、課長が私で、係の4番目に林務係は今日は出席しておりませんが、農林振興課は5係あります。前回、農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答の時に、副市長の渡部が説明さしあげましたが、3つ目有害鳥獣対策係が新設しておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。もともと、営農指導係が有害鳥獣対策係を担っていましたが、有害鳥獣対策係の上、人と産地を育成するということで総合計画を作っておりますけれども、産地振興に力を入れさせていただくということで、営農指導係を産地振興係と有害鳥獣対策係に分けさせていただいております。申し訳ございません、農業センター2人、係長級ではありますが所長水頭でございます。

2ページをお願いいたします。農林振興課事務分掌でございますけれども、5係ございまして、峯松の企画農政係が主に、農業・畜産の整備事業の基本計画の策定に関することに関わらせていただきます。次に係長城野の産地振興係につきましては、農業及び畜産業

の振興、基盤整備の企画調整、農作物病害虫に関することを担当させていただきます。3 項目、有害鳥獣対策係につきましては新設でございますけれども、文字どおり有害鳥獣対策に関するものと家畜伝染病の防疫・予防に関することを担当させていただきます。林務係につきましては林業の振興に携わらせていただきます。農業センターにつきましては、農業センターの管理運営、農業振興に関する相談・研修等を担当させていただきます。

個別の事業内容、3 ページをお願いいたします。令和 8 年度予算の主な取組みにつきまして、説明させていただきます。個別の内容につきましては担当の係長から説明申し上げます。この、3 ページの資料の見方になりますけれども、左上の【単独】農業振興施設整備事業費補助金（担い手農家支援施設）につきまして、市の予算額を記載しております。その右側につきましては、関連資料、意見書回答書、先ほど申し上げましたとおり、3 月 30 日月曜日にお時間いただきまして、農業委員会から提出のありました意見書の回答を副市長の渡部と私からさせていただいておりますけれども、その回答書の該当ページと項目、例えば担い手農家支援施設であれば、意見書回答書につきましては 1-（2）の農地の基盤整備についての回答に該当するものになります。先日、皆様にお配りしましたけれども、振興会だより第 32 号の記載ページを記載しております。この担い手農家特別対策事業であれば、今日はお持ちでないと思いますが、振興会だよりの 5 ページに事業の紹介のページに記載しておりますので、後ほど関連資料と見比べていただいて、ぜひ地元 of 農業者の方へご紹介、ご指導の方よろしくをお願いしたいと思います。それでは個別の事業につきまして、担当係長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○産地振興係長 産地振興係の城野と申します。資料につきましては 3 ページに記載されております、【単独】農業振興施設整備事業費補助金、担い手農家支援施設特別対策事業につきまして、説明させていただきます。着座で説明させていただきます。まず、「1 事業概要」につきまして、経営意欲が高い農業者団体等の農業経営の安定や発展を図るために、

省力化や高品質化機器の導入など、スマート農業の推進などに要する経費を支援する補助事業ということになっております。

「2 現状と課題」につきましては、まず、現状は長崎市の農業は小規模かつ零細な農業経営を行っている農業者が多いことから、省力化機器の導入やスマート化により生産の効率化向上を図る必要がある状態となっております。3 つ目のポツで近年の物価高騰などによって、生産コストが上昇しており、新たな施設整備への投資の取組みが難しい状況となっていることから、投資経費を抑えるために、既存施設の長寿命化が必要な状況というふうになっております。

そこで、「3 事業内容」に記載しているような内容で補助事業の実施をいたします。まず、「(1) 補助対象者」につきましては、農業協同組合または農業者の組織する団体ということになっております。なお、農業者の組織する団体につきましては、2 戸以上であり、認定農業者または認定新規就農者を 3 分の 1 以上含むことが要件となっております。補助率としましては、事業メニューごとに補助の上限額がありますが、総額の 2 分の 1 以内ということになっております。「(3) 補助対象事業」につきましては、補助対象経費が園芸ハウスの補強・交換や省力化・高品質化に関する機器および資材の導入などが補助の対象経費ということになっており、令和 8 年度の実施内容としましては、ビワハウスの長寿命化やミカンシートマルチの導入などを含めて 5 件を挙げております。5 ページをご覧ください。今まで説明した内容につきましては、令和 7 年度まで実施していた内容と同じような内容ですが、5 ページには令和 8 年度に新たに事業メニューに加えた取組を記載しております。まず、「イ生産基盤整備事業（拡大）」についてです。今までは園芸ハウスの補強・交換による長寿命化というのが補助メニューにありましたが、令和 8 年度から畜舎の長寿命化に要する経費というものも新たに事業の対象に加えております。内容としましては、畜産施設の長寿命化ということで、令和 8 年度は 1 件を予定しており、補助金額ベースで 230 万円の予算を組んでいるところです。次に「ウ スマート農業推進事業（拡大）」についてで

すが、スマート農業の推進のためにドローンの購入などに係る経費の補助というのは今までもメニューの中にありましたが、令和 8 年度につきましては、IoT 技術を活用した農業機械の資格取得に関する経費を新たに補助メニューに加えております。令和 8 年度の事業内容としましては、薬剤散布用のドローンの操作資格取得を 1 件予定しており、このドローンの操作資格取得に 1 人 35 万円くらいかかるということで、3 人分の操作資格取得の経費の補助を予定しております。担い手の補助事業につきましては以上です。

○有害鳥獣対策係長 それでは続きまして、6 ページをご覧ください。有害鳥獣対策費につきまして説明していきたいと思います。改めまして宮崎と申します。よろしくお願いいたします。まず、事業概要ですが、有害鳥獣対策が記載のとおり①防護、②捕獲、③棲み分けの 3 対策を実施しております。

「2 現状と課題」ですけれども、農作物被害は減少傾向にありますけれども、右下の表に記載のとおり、有害鳥獣相談センターの相談件数は市街地周辺の生活環境被害が 9 割を占めるような高止まりしているような状況となっています。このようなことから、どうしても生活環境被害への対策のウエイトが大きくなるような対策となっております。続きまして、7 ページをご覧ください。まず、捕獲対策ですけれども、約 270 人の長崎市有害鳥獣対策協議会の捕獲隊員と農業者や自治会等で組織する捕獲隊、約 100 団体が捕獲を実施しておりまして、中ほどの表に記載のとおり、令和 6 年度のイノシシ捕獲頭数は過去 2 番目に多い約 4,700 頭となっております。下段にあります防護対策なんですけれども、自治会等で設置が困難な広範囲の新設市道において、市が広域防護柵の設置に取り組んだ結果、イノシシの出没減少、通り道遮断などの効果が見られております。続きまして、8 ページをご覧ください。市では農作物被害や生活環境被害を受けている自治会等に対して防護柵の貸与を実施しております。中ほどの表に記載のとおり、令和 6 年度の実績として約 29 km の貸与の実績となっております。また、最下段のとおり今後も、個人による防護、自治会

による防護、市による広域の防護、それぞれのメリット活かした防護対策を実施していきたいと考えております。

続きまして、9 ページをご覧ください。こちらが新規事業であります、有害鳥獣対策広域防護柵設置委託費となっており、650 万円を計上しております。市街地の生活環境被害の対策を強化するために、長崎市が主体となって広域防護柵を設置するものでございます。令和 7 年度において専門業者に調査を委託しました。その結果を基に広域防護柵設置の候補地を検討しました。その結果、あとで説明しましたが、27 か所選定されましたので、こちらの航空写真については整備の例を示したものとなっております。続きまして、10 ページから 12 ページに、先ほどの広域防護柵設置の候補地の地図となっています。時間の関係上、説明は割愛しますが、後ほどご覧ください。

続きまして 13 ページをご覧ください。こちらが先ほど説明しました 27 か所の候補地の評価点の項目等の一覧となっております。このように優先的にどこを進めるべきかを検討項目を設置して、14 の項目について採点し、優先順位を点数化して進めていきたいと思っております。続きまして、14 ページをご覧ください。こちらが広域防護柵整備の方向性についてというところで、まず設置個所および実施期間なんですけれども、先ほど見ていただいた全 27 か所の候補地について点数等を考慮しながら、各年度 2、3 か所ずつ整備を進めていきたいと考えております。続きまして、土地所有者との合意なんですけれども、基本的には市有地に防護柵を張っていききたいと考えておりますが、民有地に張ることが効果的である個所については民有地の土地の所有者の許可を得ながら設置をしていきたいと思っております。「ウ見回り・維持管理」これは効果を発揮するために一番重要なことでもありますけれども、資材などは市が負担をします。見回りや維持管理、補修などについては地元を協力を依頼したいということで地元と丁寧な話をしていきたいと思っております。「エ捕獲事業との連携」ですが、広域的に防護柵を設置することによってイノシシの出没経路を広く遮断することで、ある程度出没箇所や侵入経路が絞りやすくなるという効果があるの

で、こちらを捕獲対策に絡めて進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、15 ページをご覧ください。まず、鳥獣進入防止資材の貸与等を進めていきます。2,800 万円、24 km分のワイヤーメッシュの購入を考えております。

続きまして 3 番が有害鳥獣対策協議会運営費負担金となっております、3,640 万円なんですけれども、こちらほとんどが捕獲手当が占めているということになっておりまして、今年度につきましては、大体全部の鳥獣の種類で 4,150 頭に見合う予算となっております。

次に専門業者への有害鳥獣対策相談等委託費を計上しております。こちらは有害鳥獣相談センターのコンサルを専門業者に委託していますので、その費用となっております。

16 ページをご覧ください。ワイヤーメッシュ柵等資材設置業務補助ですが、これは自治会に貸与する防護柵の設置費用の一部を支援する事業となっております。

最後になりますけれども、有害鳥獣対策については今年度から農林振興課の中に有害鳥獣対策係を新設しましたけれども、今までのニーズの集約や専門的な対応、企画・立案を含めて総合的な対策を行って行って、市民の皆様や農業者の皆様から引き続き協力をいただきながら、対策の充実を図っていききたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○企画農政係長 農林振興課の峯松です。私の係が先ほど課長の説明の中で農業振興計画の策定等という話がありましたけれども、それ以外に新規就農者の育成やグリーンツーリズムの推進というところを担当しておりますので、それらに関連する事業について説明させていただきます。資料は 17 ページになります。こちらが農業新規参入促進事業という名前でこれまでも皆様にご説明してきたかなと思っております。予算額といたしましては 1,150 万円を計上しております。皆さんご存じのとおり、担い手についてはかねてから減っているというところでお話があります。平成 22 年農林業センサスでは 2,500 人くらい農家さんいたんですけれども、令和 2 年には 1,500 人と、昨年のセンサスの結果はま

だ正式には出てないんですけれども、またかなり減っているという状況が想定されます。

そういった中で、新規の就農者の方に入っていただくことが大事なんですけれども、親元就農ですね、皆様からも意見書でいただいておりますけれども、親御さんが農業をされている方の後継者を育成していくというところも非常に重要であると考えております。そういった中で、この事業につきましては、これまで新規参入しようとする企業や個人を対象に生産基盤の整備であったり、小規模な土地基盤整備をしてきたところなんですけれども、先ほどお話ししたとおり皆様からの意見書を受けまして、令和 7 年度から農業後継者を対象に拡充をしたというものでございます。具体的な事業の内容といたしましては、従来枠につきましては、農業に新規参入しようとする企業または個人、既存の農家さんでも通常の補助事業だとどうしても 2 軒以上集めないといけないとかあるんですけれども、遊休農地を活用して雇用の拡大を図ろうとする方につきましては、個人でも対応できるというものになっております。対象事業につきましては、先ほど説明した内容です。ただし、面積要件が 300 ㎡以上あるというのが条件になっております。補助率は 2 分の 1 というところで、令和 8 年度につきましては 3 件予定をしております。令和 7 年度から新設した部分が（2）の後継者枠というところになります。こちらの従来枠と違う部分につきましては、事業の対象となるのが経営規模を維持して経営継承する農業後継者というところで、従来の国の支援制度などもあるんですけれども、そういった部分は新たな品目にチャレンジしないといけないとか経営リスクを背負ってくださいというところがあるんですけれども、この事業では経営規模をそのまま維持することでいいですよとなっております。対象事業や面積要件につきましては、従来と一緒になんですけれども、違うのが機械の更新、修繕といった部分も対象にしています。補助率は 2 分の 1 以内ということで、一緒なんですけれども、上限を 100 万円に設定しております。なぜ従来枠から減らしているかというと、農業後継者の方は基本的な装備というのは、新規に入る方よりも初期投資が少ないため、上限を 100 万円にさせていただいております。こちらも予定は 3 件でございます。18 ページ

には今年度実施予定者の一覧を掲載しておりますのでご参照ください。後継者の方も 3 名対象となっております。

続きまして 19 ページをお願いいたします。グリーンツーリズム推進費、780 万円ということで、こちらは意見書の食農教育についてというところで意見をいただいたところになりますけれども、私どもといたしましても、子どもたちが食や農に触れる環境を作ったり、農山漁村に足を運ぶ機会を作ったりというのは大変重要だと思っております、令和 8 年度から拡充をしたものになります。目的については記載のとおりなんですけれども、都市部の方たちにもっと農水産業に関心を持ってもらったり、農山漁村に足を運んでもらって、地域の活性化を図っていこうというのが目的となっております。

現状と課題ですけれども、現在 7 つの団体がグリーンツーリズムの体験プログラムを提供されていて、市内各地で活躍されております。しかしながら、コロナの影響もありまして団体の数も減っており、なおかつ参加者も平成 28 年には 12,000 人くらいいらしかったのが、令和 6 年度には 6,000 人と約半減している状況でございます。そういった中で、20 ページになりますけれども、まず何から手を付けるかというのもあるんですけれども、やはり我々としては、体験プログラムの参加者数を増やしていきたいと考えております。今までは右上にありますとおり各団体が取組むプログラムについて主に夏場に PR を市の方でも進めてきたところでございます。なおかつ、紙のガイドブックやチラシを作って配るのが中心でした。ただし、なかなか参加する方が中高年の方が多くて、子どもたち、若い世代の参加が少ないというところもありましたので、団体の皆さんとも話をいたしまして、令和 8 年度からはできるだけ若い世代の方たちにも参加してもらうように情報発信を進めていこうと考えております。具体的な取組みとしましては、21 ページになりますけれども、大きく 2 つの支援事業を実施しております。「(1) グリーンツーリズム団体の活動支援」ということで、こちらは各団体が行う取組みに対しての補助金になります。

(ア) に書いていますとおり、活動支援補助金については各団体さんが行う地域活性化に

向けたイベントや体験プログラムの実施に係る費用を補助しております。設立 3 年未満の団体であれば定額で満額の補助をしておりまして、3 年以上の団体につきましては 3 分の 2 以内ということで補助をしております。子どもたちの農山漁村交流体験をもっと活発にしようということで、市内の小中学生や先生たちが体験する場合については、一人当たり 2,000 円を別で補助をしております。ハード面の補助金といたしまして、体験受入れのために新たな加工施設を整備するという場合には 2 分の 1 の補助を行っているところでございます。また、今回拡充する部分になりますけれども、体験プログラムの PR 強化ということで、これまで夏場に限定して紙媒体で行っていたものをテレビ、インターネット、SNS 等いろいろな媒体を使って各団体の活動であったり体験プログラムを通年で紹介したいと考えております。グリーンツーリズムのガイドブックにつきましても、デザインがこれまであまり変わっていなかったんですけれども、そこをできるだけ若い方たちに興味をもってもらえるようなデザインにリニューアルしたいというところで考えております。私からの説明は以上です。最後に地域計画の変更について、城野係長から説明させていただきます。

○産地振興係長 それでは資料 22 ページの地域計画の変更について説明させていただきます。こちら、地域計画は以前は人・農地プランと呼ばれていたものになりますが、企画農政係の方でずっと担当をしていたものになりますが、令和 8 年度、今年度から産地振興係の方で引き継いで実施をさせていただくこととなっております。内容につきましては、予算はありませんので 0 予算での事業ということになります。22 ページの「地域計画とは」につきましては、令和 7 年度に農業委員の皆様にも地域計画の内容の検討について携わっていただいていると思いますので、内容は簡単に説明させていただきます。この地域計画は担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに今後の農業のあり方について定める計画ということになっており、長崎市内では 22 ページの下の方に載っているとおり 24

集落について策定をしているところです。

23 ページをお開きください。地域計画策定に伴う注意事項としまして、地域計画は国や県、市の様々な補助事業と関わりがありまして、地域計画の農業を担う者に位置付けられていることが補助事業の要件になっていることが多いという状況になっています。農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りについても、原則として地域計画に基づいて実施されるということが定められているところです。

「(3) 地域計画のブラッシュアップ」につきましては、令和 7 年度末に地域計画の見直しというのを実施をしたところなんですけれども、地域計画は作って終わりではなく、地域内で話し合いを重ねて随時更新をしていくことが必要ということになっております。そこで、令和 8 年度につきましては、全地区の見直しを一気に行うのは難しい部分がありますので、今大規模な基盤整備を進めようとしている春日地区を含む矢上・日見集落をモデル地区として地域懇談会やネットでの意見集約を通じて、ブラッシュアップを図っていきたいと考えております。地域計画の説明については以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

○中山推進委員 推進委員の中山です。4 ページの園芸ハウスとビワハウスの長寿命化についてお尋ねなんですけど、今回茂木地区で座談会があって皆さん申し込んだんですけど、その中でみんなやろうかなという中で、32 年経っていたらだめよということで、その 32 年の区切りはなんなのか疑問に思いましたのでお尋ねします。

○農林振興課長 長寿命化につきましては補助を使って 8 年は継続して使っていただく必要がございます。県の事業も活用させていただきますので、県の基準上、ビワハウスの規

格であれば、皆さんもっと使われているかもしれませんが、設置から 32 年を限度とさせていただきますので、24 年経過したハウスだと厳しいような形になろうかと思っています。

○中山推進委員 みんなほとんどがビワのハウスは 32 年を過ぎたような状況にあるんですね。その中で、それに見合うような補助事業を考えていただければなと思うんですけどいかがですか。

○農林振興課長 中山委員おっしゃるとおり、そこは十分理解をしております。ただ、今回は予算上県の事業を活用する予定にしているんですけども、場合によっては市の単独ではその規定を設けておりませんので、予算の調整は必要になるかと思いますが、市の予算のみで対応するような形であれば、経年数の制限はありませんが 8 年は継続して使っていただくこととなります。

○中山推進委員 まだ皆さんやる気はありますので、年はとってますけど、できれば市の補助事業でやってもらえればと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長 他にございませんか。

○濱口推進委員 琴海地区の濱口です。有害鳥獣の件で、各年度 2 回実行組合を通じて被害調査があつてんですが、それは今後も引き続いて実行組合を通じて調査がなされるんでしょうか。

○農林振興課長 今回通知をお渡ししたかというのが確認とれてないんですけども、令

和 8 年度からは実行組合長を通じずに直接市から農業者の皆様に配布をさせていただいて、農業者の皆様が市に直接回答をしていただくような形に変えさせていただいたところでございます。

○濱口推進委員 もし被害があった場合には、どこに連絡をすればいいんですか。

○農林振興課長 通常の被害相談につきましては、農林振興課でも構いませんし、有害鳥獣相談センター（095-841-0477）の方にご相談いただければと思います。先ほどの年 2 回の被害調査と国庫事業の翌年度のワイヤーメッシュの要望調査につきましては、実行組合長さんを通さずに直接紙でやり取りをさせていただく形になります。

○濱口推進委員 分かりました。ありがとうございました。

○議長 他にございませんか。

○柴原農業委員 野母崎の柴原です。ちょっと確認なんですけど、近くの畑で結果的には、アナグマを捕獲したんですけど、猟友会の方に聞いたらハクビシンはダメと言われました。ハクビシンは有害鳥獣の対象にではないんですかね。

○有害鳥獣対策係長 ハクビシンですね。アナグマと似ていますもんね。

○柴原農業委員 実際はアナグマやったんですけど、捕まえる前はハクビシンと思ってたんですよ。ハクビシンは有害鳥獣の対象になってないと聞いたんですよ。ハクビシンも実際は有害鳥獣ですからいいと思うんですけど、実際はどうなんですか。

○有害鳥獣対策係長 今許可書を捕獲隊などでお持ちですか。

○柴原農業委員 いや、猟友会の方なので。箱わなを設置してもらったんです。

○有害鳥獣対策係長 一応、猟友会の方にも有害鳥獣捕獲許可を年間を通じて与えておりまして、その中に、何を獲っていいかの指定をさせていただいておりまして、その中にハクビシンというのが入っていない状況なので、例えば他のところでよくあるのが、アライグマがすごい被害が出ているような状況であるところは年間の有害鳥獣捕獲許可のところにアライグマを入れたりします。そういったところで、今現在は入っていないんですけれども、ハクビシンの被害が今後ひどくなるようであれば、捕獲対象に入れて獲っていいようになるかと思います。今現在は対象になっていないので、獲れないということになっております。

○柴原農業委員 実際何人かのハウスにハクビシンが出たという話はよく聞くんです。捕まえてないので分からないが、実際そういうふうに出てくれば、できれば対象に入れていただきたいと思っています。

○農林振興課長 指定の有害鳥獣種というのと、皆様から申請があって許可をしている獣種というのがあります。ハクビシンは狩猟鳥獣でありますので、皆様からハクビシンを入れた申請をいただいて、ハクビシンを入れて有害鳥獣の許可を出すような形になるかと思っています。

○森山農業委員 捕獲隊員に許可をしてあったんですかね。

○農林振興課長 許可の事例はないと思います。

○森山農業委員 あまり被害はないので。アライグマ入ってますかね。課長が言われるように、必要があればすぐに入れてもらえるんでしょう。

○柴原委員 そしたら実際にハクビシンを特定しないとだめということなんですか。写真に撮ったしらないと。

○農林振興課長 そこまでの必要があるかについては、確認させていただきますし、所管の猟友会の会長さんとも情報交換はさせていただきたいと思います。

○議長 他にございませんか。

○森内推進委員 イノシシの対策で広域防護柵、西町から虹ヶ丘にかかる防護柵を確認したんですけど、非常に行動範囲を遮断するという点に関して効果があるんじゃないかと思いますので、ぜひ進めていただけたらと思います。それから、狩猟免許を取って、わな免許をもっているんですけど、以前から比べるとハンターの減少が著しいですね。10年くらい前に箱わなの半額補助があって、非常に助かったんですけども、箱わなに限らず、くくりわなとかそういう狩猟具への補助をまた検討していただければありがたいと思っています。今の主流はくくりわな、箱わなになっておりますので、その推進をお願いしたいと思います。

○農林振興課長 おっしゃるとおりでございまして、防護対策と捕獲対策の強化という課

題がございます。やはり、実際に捕獲していただく方の数を増やすことと、継続して捕獲していただくための対策、支援が必要というふうに思っておりますので、こういった形で対応できるかは今後の検討になるかと思っておりますけれども、引き続き次年度以降の予算に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長 他にございませんか。

○城戸推進委員 今日のポイントは有害鳥獣対策かなと思っておりますし、新しく係ができていますのでよろしくお願いしたいと思うのと同時に、農作物被害が少なくなっているのに住宅地の被害が多くなっている所以この事業をしますというような捉え方かなと思っておりますけど、今まで各実行組合で貸与して、色々作業をして、日誌をつけて、写真をつけてという方式で貸与していたと思うんですけど、この新しい事業等については誰が申請して、誰がそういうふうな日誌とかつけるのか、直営なので長崎市がするんですかね。

○農林振興課長 広域防護柵の設置については、大変申し訳ないんですが、生活環境被害がメインにさせていただくんですけれども、長崎市が直営で実施をしまして、そのあとの維持管理は地元の方と協議の上、お願いしようと思っております。引き続き農作物被害の対策につきましては継続して国庫事業、直営だったりで行うことは間違いありませんので申し添えます。

○城戸推進委員 この生活環境被害は自治会長が申請するわけ。

○農林振興課長 8 ページの一番下の段に記載していますが、農作物被害の個人による防護と自治会による防護・自治会による申請の部分と③の市による広域防護柵というのが長

崎市有地を中心に市が選定をして、また、一部については地元の方と協議をしながら設置をしていくという形になると思いますので、③の市による広域防護柵については全て市が主体で取り組むことになります。町の選定につきましても基本市で決めていくことになります。

○城戸推進委員 あくまでも市街が対象であって、農村集落はだめということなんですね。

○農林振興課長 だめではないんですが、基本人口が多いところとか、生活環境被害、小学校が多いところとかが対象になっていこうと思います。

○城戸推進委員 そしたら、自治振興課も所管かなと思ったものだから。農林で所管ですかね。

○農林振興課長 長崎市全体の有害鳥獣対策につきましては水産農林部で対応という形をとらせていただいておりますし、そういったことを含めて係を新設したという形になります。

○城戸推進委員 はい、分かりました。

○議長 それで、その予算として、農業用地に対する施策の予算は削られないんでしょうか。今までどおりでいいんですよね。

○農林振興課長 国の直営の事業というのはここに記載をしていないんですけれども、減少はしておりません。

○議長 はい、分かりました。他にございませんか。

○上川農業委員 先ほど意見が出ておりましたけれども、施設の長寿命化について改めて要望をしたいと思っております。特に先ほどもありましたがビワハウスの件なんですけれども、三和、大崎、千々、宮摺、茂木地区ということで、今資材が特別に高騰しております。だからこそ今、担い手で頑張っておられる方々に対する支援の柔軟な拡充が必要ではないかと思うわけです。やはり産地を守る。それからビワの部門というのはこの長崎市のとっても、新興作物であろうかと思うんで、そこらへんは特別に配慮いただきたい。そして、頑張ってくれている人を最大限まで引き延ばしてお願いしたい。そうすることによって、頑張っている人が次のステップで後継者ができるかもしれないというようなつながりを持って考えていただきたいというふうに思っております、ぜひとも、例えば現場に入ってハウスなんかを見て、これはまだやれると思うならばどんどん対象に入れ込んでやっていただきたいというような思いで意見を述べさせていただきます。よろしくお願いします。

○農林振興課長 令和８年度の予算につきましては、既定の予算というのがあるんですけれども、上川委員がおっしゃるとおり、好循環につながるような形で施設の有効利用も含めて担い手の育成につながり、ビワ産地が継続するような形で取り組んでいければなと思っておりますし、ぜひ皆様方農業者の方や農業委員会の方々の意見等をいただきながら進めさせていただければと思います。

○議長 他にございませんか。先ほど長寿命化で市単独なら築年数の制限をなくせるという話がありましたが、できるんでしょうか。

○農林振興課長 基本、長崎市単独の事業の中で予算は組んでおりまして、そのうち対象になる部分は県の補助金ももらうというふうな形をとらせていただいておりますので、要望の額次第にはなるとは思いますが、予算の範囲内であれば対応可能と思っておりますし、実際どれくらい要望があるかも含めて調整させていただきたいと思っております。

○議長 そこらへん早めに対応をお願いしたいと思います。それから、地域計画の変更ですけれども、今年は東長崎を中心に懇談会をやるというふうに聞きましたが、各地区で農業者が地域計画区域の中に農業倉庫などを作りたいという時には、地域計画の変更をしないといけないですよ。そういった場合にはできるんですよ。

○農林振興課長 前向きな地域計画のブラッシュアップは比較的に地域を限定したような形になろうかと思うんですけれども、除外等を含めて必要な手続きにつきましては、全地区共通して行っていただくようになります。

○議長 ありがとうございます。よろしくお願いします。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、業務の都合がございますので、農林振興課の方はここで退席されます。本日はご出席いただき、ありがとうございました。

— 農林振興課職員 退席 —

○議長 続きまして、第 1 号議案「令和 8 年度農業委員会事業計画（案）について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第 1 号議案「令和 8 年度 農業委員会事業計画（案）について」ご説明させていただきます。左上に①-1 と記載した議案書の 1 ページをご覧ください。長崎市農業委員会において令和 8 年度に実施する事業の概要及びスケジュールについて決定する必要があるため、本議案を提出するものです。議案書 2 ページをご覧ください。主な部分についてご説明いたします。まず「1 農業委員会の運営及び活動」の「(2) 農業委員会の活動計画の策定等」ですが、①令和 8 年度事業計画の策定は、今ご説明させていただいております本事業計画（案）のことになります。②令和 7 年度の最適化活動の点検・評価及び③令和 8 年度の最適化活動の目標の設定等につきましては、この後、第 2 号議案でご審議いただきます。次に④ですが、例年どおり、委員の皆さんの活動内容を活動記録簿に記載、若しくはタブレット端末に入力していただく必要があります。引き続き、「見たこと」「聞いたこと」をどんどん記載していただきますようお願いします。

次に、「2 農地等の利用の最適化の推進」です。これは、農業委員会が取り組むべき業務として農業委員会等に関する法律に明記されているもので、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等にかかる活動について記載したものです。(1) 担い手への農地利用の集積・集約化については、関係機関と連携し、地域計画に沿った農地中間管理事業を推進します。農業委員会といたしましては、農地中間管理機構が地域計画区域内で策定する農用地利用集積等促進計画に対する意見審議、また地域計画区域外での農用地利用集積等促進計画の策定について農地中間管理機構に要請することになります。

(2) 遊休農地の発生防止・解消については、①の農地利用状況調査や意向調査を例年どおり実施します。また 8 月を違反転用防止強化月間として、ポスターの掲示や広報ながさ

き等による周知を行います。②の非農地判断につきましては、再生困難な農地について非農地判断を行い、所有者・その他関係部局へ通知を行います。③の遊休農地対策検討委員会につきましては、4月と11月の2回、開催する予定としております。

(3)の新規参入の促進については、記載のとおりで、農業委員会の活動目標としても、「県・市等が実施する新規参入相談会」へ参加することが位置づけられております。(1)から(3)の業務につきましては、(4)に記載のとおり、ながさき農業委員会 1.1 運動として、県下全農業委員会の農地等利用の最適化の推進に係る実践活動として、重点活動や数値目標を設定し、統一した取り組みを行うこととなっております。令和8年度の取り組み内容や数値目標につきましては、正式な通知があり次第ご連絡させていただきます。

(5)農地等利用最適化推進施策の意見書提出ですが、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、例年通り市長へ意見書の提出を行います。各地域の農業者の方の意見や問題等について、地域ごとに取りまとめていただき作成していただきますのでよろしくお願いします。

裏面の3ページをご覧ください。「3 農業の担い手育成・支援」でございますが、(1)認定農業者等担い手の育成及び確保につきましては記載のとおりです。次に(2)農業者年金加入促進事務につきましては、農業者年金加入推進部長を中心に、戸別訪問を主体とした加入推進を行い、新規加入者の確保に努めます。なお、昨年度は目標値3人に対し、実績3人の加入でした。今年度の目標値については、決定次第ご連絡させていただきます。(3)から(5)につきましては記載のとおりです。

次に、「4 組織の改革推進」でございますが、(1)農業委員会の活動課題等検討につきましては、記載のとおりです。(2)研修につきましては、①例年どおり長崎県農業会議主催の研修が8月に開催される予定となっております。②の他都市への視察研修については、視察先や日程を今後調整してまいります。(3)農業委員会サポートシステム等の運用についてですが、②に記載のとおり、タブレット端末を有効に活用できるよう、長崎県農業会

議の協力を得ながら操作研修等を行っていきたいと考えております。

「5 その他の事務事業」については記載のとおりです。第1号議案についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。第1号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

○城戸推進委員 だいたいこのメニューは去年と変わってないと思うんですけども、一つ気になるのがその他の事業で書いてないんですけど、よくここの場で研修を弁護士さんとか講師を招いて遺産相続等の話があったかと思うんですけど、今後も基盤整備等が出てきますので、このへんの取組みを農業委員会として取り組むべきかそうでないか分からないんですが、私事ですけど3年間で5件くらいの相続手続きの手伝いをさせていただきました。そういうことで、この項目に入れる入れないは別問題として、要望として意見を述べさせていただきました。

○農地係長 これからも今までのとおり、法律研修や相続に関する研修を総会の中で併せて実施していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、第1号議案について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ご承認いただきましたので、今年度の農業委員会の事業につきましては、計画のとおり実施していきたいと思います。

続きまして、第２号議案「農業委員会による最適化活動の推進等に係る「令和７年度最適化活動の点検・評価」及び「令和８年度最適化活動の目標の設定等」について事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは第２号議案「農業委員会による最適化活動の推進等に係る「令和７年度最適化活動の点検・評価」及び「令和８年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明させていただきます。左上に①-１と書かれた議案書の４ページをご覧ください。令和４年２月２２日及び２５日付けの農林水産省経営局長及び同局農地政策課長からの通知に基づき、当該年度の最適化活動の目標の設定及び、前年度の点検・評価について公表する必要があるため、この議案を提出しております。

６ページをご覧ください。「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてご説明いたします。「Ⅰ 農業委員会の状況」の各表中の数値は、昨年度公表しました令和７年４月１日現在の数値でございますのでご参照ください。

次に７ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の実施状況」です。各項目とも「①現状及び課題」及び「②目標」の欄は、昨年度設定し公表した令和７年度の目標の数値になりますので、「③実績」について説明します。新規集積面積は、20.6haで、令和７年度末の集積面積累計は350.4ha、集積率は16.9%であったため、目標に対する達成状況は72.2%となり、目標を下回る結果となっております。

次に「(2) 遊休農地の発生防止・解消」です。8 ページをご覧ください。「③実績」の「ア 既存遊休農地の解消」、「a 緑区分の遊休農地の解消」の欄に記載のとおり、解消実績面積は 4.5ha で、目標に対する達成状況は 32.4%でした。なお、b 黄区分の遊休農地の解消は該当ありません。「イ 新規発生遊休農地の解消」については、0.1ha でした。「④その他」の欄の利用状況調査及び利用意向調査の実施状況については記載のとおりです。結果、遊休農地の解消につきましては、その下の欄に記載のとおり、目標を下回る結果となりました。

次に「(3) 新規参入の促進」です。「②目標」に記載のとおり、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を 1.8ha と設定しておりました。9 ページをご覧ください。「③実績」に記載のとおり、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は 8.50ha でしたので、達成状況は 472.2%となり、目標を上回る結果となっております。

次にページ中ほどの「2 最適化活動の活動目標」についてです。「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、令和 7 年度は、一人当たりの活動日数目標を月 8 日に設定しておりました。「(2) 活動強化月間の設定」につきましては、目標どおり 3 回の活動強化月間を実施しました。10 ページをご覧ください。「(3) 新規参入相談会への参加」は 1 回で、農業ヘルパー研修会及び農業チャレンジ塾修了式に委員 4 名が参加をしております。ページ下段の目標の達成状況の評語の欄をご覧ください。この欄は、国のガイドラインに基づき、成果目標としての「農地の集積」、「緑区分の遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の 3 つの項目と、活動目標としての「活動強化月間の実施」及び「新規参入相談会への参加」の 2 つの項目、それぞれの達成状況に応じた点数の合計により区分されている評語を記載する欄になります。各評価点を積み上げた結果、令和 7 年度は達成点数が 9 点となり、達成状況の評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。なお、その下の表には、推進委員等の点検・評価結果の状況を記載しておりますのでご参照ください。11 ページの「Ⅲ 事務の実施状況」については、記載のとおりです。令和 7 年度最適

化活動の点検・評価についての説明は以上でございます。

続きまして、「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。12 ページをご覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、令和 8 年 4 月 1 日現在の「農業委員会の現在の体制」及び「農家・農地等の概要」について、農林業センサス等の数値を基に記載しておりますのでご参照ください。

13 ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の目標」についてです。これからご説明する目標については、国のガイドラインに基づき設定したものになります。「1 最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」の「①現状及び課題」ですが、管内の農地面積（直近の耕地及び作付面積統計）2,070ha に対し、これまでの集積面積は先ほどご説明しました令和 7 年度実績の 350.4ha で、集積率は 16.9 パーセントとなります。課題につきましては、記載のとおりです。

次に「②目標」ですが、ガイドラインにより都道府県が定めた目標を設定することとされているため、長崎県が定めている目標である、令和 12 年度までに集積率を 82%と設定しております。表 2 段目の左に記載のとおり、今年度の新規集積面積の目標は、この目標設定の当初の年度である令和 4 年度に設定した面積と同様の 154.1ha としております。結果として、令和 8 年度末の集積面積目標は 504.5ha、目標集積率は 24.4%としております。

次に、ページ中ほどの「(2) 遊休農地の解消」の「①現状及び課題」ですが、表に記載のとおり、直近の利用状況調査により判明した 1 号遊休農地の面積は 319.4ha で、いずれも緑区分の遊休農地になります。課題につきましては、記載のとおりです。

「②目標」でございますが、「ア 既存遊休農地の解消」の「a 緑区分の遊休農地の解消」については、令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積から、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものを除外した遊休農地の面積 69.4ha を、令和 4 年度から令和 9 年度の 5 年間で毎年 13.9ha の解消することを目標としております。「b 黄区分の遊

休農地」は該当ありません。

「イ 新規発生遊休農地の解消」につきましては、令和 7 年度に新たに発生した遊休農地 20.5ha を令和 8 年度にすべて解消することとしております。

14 ページをご覧ください。「(3) 新規参入の促進」ですが、「① 現状及び課題」には、令和 5 年度から令和 7 年度までの過去 3 年の新規参入者の実績を記載しております。「② 目標」につきましては、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を設定することとなっており、令和 8 年度の目標は、令和 5 年度から令和 7 年度までの権利移動面積の平均の 1 割以上とすることとなっておりますので、平均 24.1ha の 1 割以上として、2.5ha を目標として設定しております。

次に「2 最適化活動の活動目標」についてですが、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、昨年度に引き続き、「月 8 日」を 1 人あたりの活動日数目標として設定しております。

「(2) 活動強化月間の設定目標」ですが、記載のとおり、昨年度と同様に年 3 回の強化月間を設定しています。

最後に「(3) 新規参入相談会への参加目標」は、相談会への参加回数を 1 回と設定し、下段の表には現時点で予定されている相談会の内容を記載しております。第 2 号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第 2 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、第 2 号議案について、原案のとおり承認してよろしいでしょ

うか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 2 号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。なお、各委員におかれましては、第 1 号議案の事業計画や、農地利用の最適化を推進するために個々の計画を立て、各地域での委員活動を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第 3 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第 3 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容をご説明いたします。まずは、第 3 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 1 ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地 1 筆について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 1 人で 250 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては川添孝則推進委員よりご報告いただきます。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。4 月 17 日に私と森山委員、事務局

とで現地確認を行ないました。申請地は、水稻の栽培を行います。第 6 号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第 3 号議案 2 番についてご説明いたします。議案書の 1 ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する田中町の農地 5 筆について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農地を相続したが農業を行っていないため、譲受人は農業経営を開始するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 2 人で 260 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては城戸利美推進委員よりご報告いただきます。

○城戸推進委員 現地調査についてご報告いたします。4 月 15 日に私と松尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜及び柑橘の栽培を行います。第 6 号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第 3 号議案 3 番についてご説明いたします。議案書の 2 ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さん及び〇〇〇の〇〇さんが、2 分の 1 ずつ所有する宮崎町の農地 1 筆について、現在賃借人である〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は耕作が困難なため、譲受人は借りている農地を購入して農業を継続するためござい

ます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で350日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては松浦行信推進委員よりご報告いただきます。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。4月17日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は花きの栽培を行います。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第3号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。

ここで、先ほどの農林振興課の説明で追加説明を行いたいということで末永課長が来ら

れていますのでお願いします・

○農林振興課長 ビワハウスの長寿命化の要件につきまして、私の回答が誤っておりましたので訂正をさせていただきたいと思います。長崎県の要件につきましては事業開始時点で32年を経過した分までが対象になりますので、その過程で32年引く8年で24年ということでご説明しましたが、長崎県の事業の対象となるのは、建設後32年までで、長寿命化の補助事業をしたら、そのあと8年活用していただかないといけないので、32年プラス8年という形で、事業実施の年に建設後32年になりますので、24年プラス8年ではなくて、32年プラス8年ということになりますのでよろしく願いいたします。今のご要望の時点で33年経過しているハウスは対象とならないという形になりますのでよろしく願いしたいと思います。あと、先ほどもありましたとおり、それ以上経過しているハウスについては市の単独で、同じ補助率で対応させていただくような形になろうかと思います。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。続きまして、第4号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」に関してご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する東出津町の農地1筆について、倉庫建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するもの

と判断されます。次が平図面でございます。隣接地の○番○が申請者の自宅となります。雨水排水につきましては、道路側溝に自然放流され、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理されます。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いいたします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。4月15日に私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は現状のまま利用し、隣接する自宅の倉庫を建築する予定です。隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして、第 5 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」の内容をご説明いたします。まずは 1 番についてご説明いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する牧島町の農地 11 筆計 3,915 m² について、長崎県農業振興公社が 10 年の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました牧島町の農地について、10 年の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 4,970 m² となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、本田雅博推進委員よりご報告いただきます。

○本田推進委員 現地調査についてご報告いたします。4 月 3 日に私と尾崎農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして 2 番についてご説明いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地 1 筆 926 m² について、長崎県農業振興公社が 10 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました川原町の農地について、10 年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 5,126 m² となり、利用につきましては、露地野菜長ネギなどの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置し

ております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員よりご報告いただきます。

○山口（憲）推進委員 現地調査について報告します。4月3日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については長ネギなどの露地野菜の栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第5号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。

続きまして、第6号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第6号議案1番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたし

ます。それでは、議案書 5 ページから 10 ページをご覧ください。10 ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は伊王島町一丁目の 460 筆、計 83,581.09 m²でございます。調査対象範囲につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象範囲は伊王島地域センターの西側に位置しております。次が拡大したもので 5 枚ほどございます。次が現地の写真です。現地の写真が 5 枚ほどございます。現地調査の報告につきましては現地調査を行いました松本貞幸推進委員からお願いします。

○松本推進委員 現地調査についてご報告いたします。3 月 11 日に事務局と伊王島町 1 丁目の一部について、現地確認を行いました。調査を行った 460 筆は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第 6 号議案の 2 番から 4 番、非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の 11 ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が 3 件、合計筆数が 11 筆、合計面積 617 m²について、非農地通知申出が提出されております。

それでは、2 番について説明いたします。〇〇〇の〇〇さんが所有する米山町及び三和町の農地 5 筆で、面積は計 4,053 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しています。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、調査を行いました中村数昭推進委員よりご報告いただきます。

○中村推進委員 現地調査についてご報告いたします。4 月 20 日に柳川農業委員と事務局と現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて、3 番について、説明させていただきます。〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地 2 筆で、面積は計 1,961 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いいたします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。4 月 17 日に事務局と現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて、4 番について、説明させていただきます。〇〇〇の〇〇さんが所有する田中町の農地 4 筆で、面積は計 715 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、城戸利美推進委員より報告をお願いいたします。

○城戸推進委員 現地調査についてご報告いたします。4 月 15 日に事務局と現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第 6 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 6 号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 6 号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、報告事項に入ります。報告事項 2「令和 8 年度農業委員会予算等について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、「報告事項 2 令和 8 年度農業委員会予算等について」説明いたします。左上に②-1 と記載した資料の 1 ページをご覧ください。農業委員会における「令和 8 年度一般会計当初予算【歳出】」でございます。令和 8 年度予算額のほか、前年度との比較を記載しております。令和 8 年度の予算総額は表の 1 番下の欄に記載のとおり 4,096 万 1 千円で前年度と比較しますと、143 万 4 千円の減となっております。主な増減の要因といたしましては、表の 3 番、農業委員・推進委員活動費の委員報酬において、最適化活動日数の減少により年額報酬の減額を見込んだもので、95 万 4 千円の減となったことなどによるものでございます。また、そのほかの増減の要因についても表右側に記載しておりますのでご参照ください。2 ページから 4 ページには令和 8 年 4 月 1 日現在の事務局職員の事務分掌を記載しておりますのでご参照ください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項 3「遊休農地対策検討委員会について」
山崎委員長より報告をお願いします。

○委員長 それでは、令和 8 年 4 月 28 日の午後 2 時 10 分から開催しました、第 1 回遊
休農地対策検討委員会についてご報告をいたします。出席者は、委員 11 名のうち 7 名で
した。議題といたしまして、「1 令和 7 年度農地利用状況調査結果について」、「2 令和 8 年
度農地利用状況調査について」協議をいたしました。まず、令和 7 年度の農地利用状況調
査の結果の報告を受け、今年度の調査方法等について協議いたしました。農地の利用状況
調査は大変な作業となりますが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。詳しくは、
事務局の方からあとで説明していただきますのでよろしくお願い致します。以上、簡単です
が報告を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。それでは引き続き、事務局から説明をお願いします。

○農地係長 それでは、資料に基づき事務局からご説明いたします。資料は左上に「②ー
2 報告事項 3」と記載した「令和 8 年度 第 1 回長崎市遊休農地対策検討委員会」の資料
になります。左上に②ー2 と記載した資料でございます。配布資料の 2 ページをご覧くだ
さい。令和 7 年度農地利用状況調査結果につきましては、昨年 11 月の総会で速報値とし
て報告させていただきましたが、今回は 3 月 31 日現在の令和 7 年度の確定値を報告させ
ていただきます。表の最下段の左端をご覧ください。全体の集計を掲載しております。調
査対象となった農地が、長崎市全体で 129,122 筆・5,081.7ha でございます。このうち表①
の耕作中の農地は、市域全体で 53,698 筆・2,341.4ha で対象面積に対し 46%の面積となっ

ております。次に、表②の遊休農地の A 分類は、市域全体で 7,393 筆・319.4ha で対象面積に対し 6%の面積、それから表③の遊休農地の B 分類は、68,031 筆・2,420.9ha で対象面積に対し 48%の面積となります。それぞれの地区の状況につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

次に 3 ページには過去 5 年間の比較表を、4 ページから 6 ページには過去 5 年間の数値をそれぞれの地区ごとにグラフ化したものを掲載していますので、こちらも後ほどご確認ください。

続きまして、7 ページから 16 ページには、令和 8 年度農地利用状況調査についての資料を掲載しております。令和 8 年度の農地利用状況調査につきましては、昨年 11 月に野帳の配布を行い、現在調査を行っていただいておりますが、6 月を目途に調査を終了していただき、6 月の総会のおりに野帳の提出をお願いしたいと思います。「第 1 回長崎市遊休農地対策検討委員会」についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項 4「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項 4「事務局長専決事項について」ご報告いたします。左側に②と記した報告事項の資料の 13 ページから 15 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の転用の届出が、4 件提出されました。また、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出は、6

件でした。計 10 件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項 5「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、4 月 10 日に開催されました。資料は、3 ページと 4 ページになります。農地法第 4 条及び第 5 条転用許可申請につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項 1「農業委員会の業務執行体制等に係るヒアリングの実施について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 1「業務執行体制等に係るヒアリングについて」ご説明させていただきます。左上に③と記載した資料の 1 ページをご覧ください。本ヒアリングの趣旨ですが、地域計画のブラッシュアップのため、農業委員会による意向把握や目標地図の素案作成等が重要となることから、農業委員会の業務執行体制等について、今後の施策の企画立案に資することを目的に、農林水産省がヒアリングを実施するもので、長崎市のほか、佐世保市、島原市、大村市も今回のヒアリングの対象となっております。ヒアリングの主な内容としまして、「農業委員と推進委員の役割分担の状況」、「各委員による最適化業務への取組状況」、「今後の農業委員会の在り方」などであり、2 ページのとおり国から事前質問をいただいておりますのでご参照ください。3 の出席者については、ヒアリングの趣旨を鑑み、会長、会長職務代理者、各地区 1 名ずつの農業委員、各地区 1 名ずつの農地利用最適化推進委員、事務局で臨みたいと考えておりますので、農業委員と推進委員を各地区 1 名ずつ選出していただきたいと思います。ヒアリングの日程等については、5 月 21 日 13 時 30 分から 1 時間程度予定しており、場所は市役所 15 階中会議室にお

いてweb会議で実施されることとなっております。出席される委員におかれましてはよろしく申し上げます。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」、及びその他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 2「全国農業新聞定期購読目標の達成状況について」ご説明させていただきます。資料の 3 ページをご覧ください。令和 8 年度の目標部数については、まだ決定ではありませんが、現在の購読部数は 88 部となっております。今年度も目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

次に、その他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」説明いたします。資料の 6 ページ及び 7 ページの令和 7 年度下半期の活動記録集計表の右側に年間の総活動日数等を掲載しておりますのでご参照ください。なお、先ほど第 2 号議案でご審議いただいたとおり、今年度の活動目標は月 8 日と設定しておりますので、目標を達成できるよう、週に 1 回「農地の見守り活動」及び「声かけ活動」を行っていただきますようお願いいたします。その他の事項 2 及び 3 についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に、ご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後に、その他の事項 4「令和 8 年 5 月、6 月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで 4 月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。